

埼高体連第 3 9 0 号
平成 2 3 年 1 月 1 7 日

埼玉県高等学校体育連盟各専門部長 様

埼玉県高等学校体育連盟
会 長 関 根 郁 夫

合同チームによる大会参加について（通知）

平素より、本連盟の活動に対し、御支援御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、再編整備計画による対象校のいずれか 1 校が試合参加の必要最低人数を確保することができない場合や部員数不足によって試合参加の必要最低人数が確保できない等の事態が生じ場合、当該専門部で協議し、合同チームで大会に参加しても支障がないと判断した場合は大会の参加を認めます。

つきましては、下記の内容を充分確認し、申請のあった学校に御指導くださいますよう宜しくお願いいたします。

記

1 合同チームの編成条件

- (1) 両校の校長が承認していること。
- (2) 同一地区であること。
- (3) 両校が、安全に配慮して計画的・継続的に練習していること。
- (4) 合同チーム名は原則として両校の連名とする。
- (5) 大会参加には、それぞれの対象校から引率教員をつけること。
- (6) 両校が運動部として埼玉県高等学校体育連盟に加盟していること。

2 合同チームを申請する場合の事務手続き

- (1) 合同チームを申請する学校は、連名で合同チーム編成申請書（様式 1）を専門部長に提出する。
- (2) 専門部長は、様式 1 の申請を協議し、合同チームで大会に参加しても支障がないと判断した場合は、両校に合同チームによる大会参加の承認を通知する。（様式 2）
- (3) 専門部長は、埼玉県高等学校体育連盟会長に合同チームによる大会参加を報告する。（様式 3）

3 その他

- (1) 同一大会の途中で単独チームと複数校合同チームの変更は認めない。
- (2) 部員数不足による合同チームで参加した場合は、県内の大会に限られる。
- (3) 専門部で判断が難しい事案が発生した場合は、埼玉県高等学校体育連盟と協議する。

※ 平成15年3月4日付け埼高体連第442号「学校の統廃合に伴う複数校合同チームの大会参加について（通知）」は廃止します。